

議案第70号

港区興行場法施行条例の一部を改正する条例について

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「改正法」といいます。）による、興行場法（昭和23年法律第137号）の改正を踏まえ、港区興行場法施行条例（平成24年港区条例第14号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正の背景・理由

令和5年6月14日、改正法が公布され、生活衛生関係営業の事業譲渡について、営業者は新たな許可を取得することなく地位を承継できるようになりました。この改正は、興行場法だけでなく、旅館業法、公衆浴場法等にも適用されますが、興行場法及び興行場法施行規則（昭和23年厚生省令第29号）に許可又は届出に関する具体的な規定がないため、条例で規定しています。このため、条例を改正し、営業の譲渡に関する規定を新たに追加することが必要となります。

2 改正内容

興行場営業を譲渡した場合の手続（届出）の規定を追加します。

3 施行期日

改正法の施行の日

※改正法の公布の日（令和5年6月14日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

港区興行場法施行条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(営業許可等) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 興行場営業を譲り受け、又は営業者について相続、合併若しくは分割により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、区規則で定める事項を区長に届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の港区興行場法施行条例第三条第三項の規</p>	<p>(前略)</p> <p>(営業許可等) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 相続、合併又は分割により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、区規則で定める事項を区長に届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(後略)</p>

定は、この条例の施行の日前に興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第二項に規定する興行場営業の譲渡があった場合における当該興行場営業を譲り受けた者については、適用しない。